

2009年4月24日

## 民主党地球温暖化対策基本法案の参議院への提出について(コメント)

気候ネットワーク代表 浅岡美恵

COP15 でのコペンハーゲン合意に向けて国際交渉が続けられる中で、産業革命の前から 2 度の気温上昇にとどめるために、2050 年までに世界で温室効果ガスの排出を半減させ、2020 年までに先進国全体で 90 年比 25～40%の削減が必要との認識が共有されている。日本とロシア以外の大半の先進国が中期目標を定め、OECD 諸国の大半で明確な中長期の削減目標のもとに、国内削減とりわけ発電所や工場などの削減を担保するキャップ&トレード型排出量取引制度を導入、または準備が進められている。

また、昨今の景気後退において欧米で温暖化対策は雇用対策・景気回復の柱と位置づけられ、米国オバマ政権は、排出量取引のオークション収入をもとに 15 兆円の温暖化対策投資と 500 万人の雇用をもたらす方針を明らかにしている。欧米とも「環境をとるか経済をとるか」ではなく「経済再生と雇用の創出のためにこそ温暖化対策を」と政策を組み立て、将来の低炭素社会に向けた産業構造転換・雇用確保を展望した制度にむけ、世界は大きく動き出している。

これに対し、日本では、産業界が対策強化やそれを担保する制度に強く反対しつづけ、キャップ&トレード型国内排出量取引制度や炭素税など、排出削減の目標を確実に達成していく仕組みの導入の是非についても、いまだ入口議論に終始している。中期目標についても、「環境をとるか経済をとるか」といった旧態依然とした主張を続け、温暖化防止を前提にした低炭素社会へ先行投資して有利な地位を占めるのではなく、従来どおりの大量生産・大量エネルギー消費産業の維持を前提に、京都議定書の現目標よりかえって増加させることを容認する中期目標すら選択肢に加えられている状況にある。

こうしたなかで、民主党が、中長期の削減数値目標とキャップ&トレード型の排出量取引制度や地球温暖化対策税の導入を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案を、今年の法案から改定の上、本日、参議院に上程したことは、政治主導で日本の温暖化政策の低迷を大きく転換し、政治の責任においてこれをブレイクスルーしようとするものとして、歓迎する。

気候ネットワークは MAKE the RULE キャンペーンに集まる約 170 の団体とともに、科学の要請と世界の動きを踏まえ、気候保護法案を提起している。民主党の本法案の方向性・内容は、気候保護法案と合致するものも多いたところであり、早期成立に向けての努力を期待したい。また同時に、気候保護法案を提案する視点から、本法案について、以下の点についての一層の改善を求めたい。

## 1. 中長期目標

2007年のバリ合意に基づき、削減目標数値（\*）を高め（中期目標・長期目標（第9条）は2020年に90年比30%、2050年に80%削減、再生可能エネルギー導入目標（第10条）を一次エネルギーに対し2020年に20%）かつ、法的拘束力のある削減目標であることを明確にすること。

\* 民主党案では、中・長期の削減数値目標を、1990年比、2020年までに25%を超える量、2050年までのできるだけ早い時期に60%を超える量を削減することを明記している。

## 2. 重要な政策措置の導入期限

目標達成のための政策措置として、国内排出量取引（第14条）地球温暖化対策税（第15条）新エネルギーの利用の促進（第16条）等のために、個別法制定の期限を盛り込むとともに、国内排出量取引制度については、排出量総量による義務的参加型取引制度とすることなど、その制度内容についてもより本法案において具体化すること。

## 3. 国会への報告と承認

政府が、同法案に規定される制度内容について、国会の関与もなく行政裁量のみで決定・改定し、また進捗点検も行政裁量ですませることを防止し、透明性・合理性をもって、国民が意思決定に関与できるようにするため、基本計画（第11条）をはじめ、各種計画や政策について行政により国会に報告させ、進捗点検や修正の必要性を含め国会の承認を得ることとすること。

また、各政策の細部を安易に政省令委任して、制度の骨格を行政裁量に委ねてしまうことのないよう、できるだけ目標数値規定なども法律本文に書き込むこと。

## 4. 調和条項について

目的（第1条）および基本原則（第3条第7項）「経済成長を図りつつ地球温暖化対策を推進し」という、旧公害対策基本法の「調和条項」を彷彿とさせる規定がある。欧米の政策「温暖化対策なくして経済発展・雇用拡大なし」の文脈で見れば矛盾はないが、日本の産業界は「環境と経済の両立」をてこに、「経済成長を阻害しない範囲に温暖化対策を小さく押さえ込む」主張をしてきた。後者の文脈を採用しないことを明確にするため、この規定を削除すること。

## 5. その他

### (1) 削減の主要セクターについて

基本原則（第3条第1項）に、「排出抑制等に関する行動が新たな生活様式の確立等を通じて」と、あたかも直接排出で日本のCO<sub>2</sub>排出の5%を占めるにすぎない家庭部門の対策がメインであるように読める規定がある。日本の中長期目標達成には排出の7割占める発電所・工場などの大口排出源の低炭素化・トップランナー化が優先かつ不可欠であるの

で、「生活様式」を「産業活動」に変更すること。

## (2) エネルギーに関する施策との連携

基本原則（第3条第3項）に、エネルギーに関する施策との連携が規定されている。従来のエネルギー政策は、石炭や原子力などの環境負荷の高いエネルギー源を大量供給・大量消費することを前提につくられてきている。その抜本転換なしに気候変動政策とエネルギー政策の連携はありえない。本法案において、気候変動政策とエネルギーに関する施策との連携を規定し、政府が今国会に上程しているエネルギー供給構造高度化法案を、再生可能エネルギーの促進並びに化石エネルギー及び原子力の抑制の法案に抜本的に修正させること。

## (3) 革新的技術開発

基本原則（第3条第5項）や、革新的技術開発（第17条）に、革新的技術開発についての規定がある。革新的技術開発については、既存の技術普及を緊急に行う場合に比較して開発費が膨大にかかるために費用対効果が悪く、そもそも成功の不確実性、環境負荷の懸念などがある。仮に開発に成功しても、2020年目標の達成には到底間に合わないことから、既存技術の普及・促進を最優先する原則を定めること。また、本条の適用にあたっては厳格な環境影響評価を実施することとする。

## (4) 適応の位置づけについて

今回の改正で適応についての規定が追加された（第2条、第3条第2項、第5項、第6項、第22条など）。IPCCが示す最も厳しいシナリオである2.0～2.4の気温上昇に止めても生態系や農業、淡水資源、健康などに多くの悪影響が予想されるので適応の規定は必要である。但し、適応さえすれば排出削減は少なくて済むと解さないよう、排出削減に最大限の努力をする原則を示すこと。

## (5) 地球温暖化対策委員会について

本法案に規定される中長期の目標やその取り組みについて勧告等を行う機関として、地球温暖化対策委員会の設置が規定されている。同委員会が、科学的な知見に基づき、客観的に勧告ができることが重要であるが、その構成メンバーとして、学識経験のある者に限定しているようである。ここに「市民参画」も可能とするよう、「学識経験のあるもの等」と、修正すること。

以上

お問い合わせ：気候ネットワーク URL: <http://www.kikonet.org/>

【東京事務所】

東京都千代田区麹町 2-7-32F

TEL:03-3263-9210 FAX:03-3263-9463

E-mail: [tokyo@kikonet.org](mailto:tokyo@kikonet.org)

【京都事務所】

京都市中京区高倉通り四条上る高倉ビル 305

TEL 075-254-1011 FAX 075-254-1012

E-mail : [kyoto@kikonet.org](mailto:kyoto@kikonet.org)